高等教育機関における障害学生支援 学科(専攻)、課程別の現状と課題

〜大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査 平成 30 年度合同ヒアリングより〜

令和2年3月



目次

はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
概要
医学•薬学6
OSCE における支援と評価 進路、適性 実習先への情報開示、情報共有 安全配慮義務
発達障害学生、精神障害学生への支援 学内の理解啓発
コメディカル・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
実習先の確保 評価、資格取得、卒業要件 進路、就職、適性 入学時の申し出への対応
規定の期間で実習が継続できない場合の対応 TA の配置 発達障害学生、精神障害学生への支援
教育
評価、資格取得、卒業要件 具体的な支援内容と費用負担 病弱・虚弱の学生への対応
支援学生配置における時間延長 学内への周知、理解啓発
福祉 ······ 19
資格取得、卒業要件 就職支援 予算の確保、費用負担 自治体の福祉サービスの利用
発達障害学生、精神障害学生への支援 国家試験に関するサポート
大学院 ······· 24
研究上の支援と評価 進路、就職支援 予算、費用負担
グループディスカッション等における情報保障 実験等のサポートスタッフ
通信教育課程
具体的な支援内容等 高齢者への配慮 通学課程との連携 合理的な配慮の提供
予算、費用負担 紛争の防止、解決等
資料 平成 30 在度事前質問票

はじめに

本報告書は、平成30年度に実施した、各大学等の障害学生支援を担当する教職員を対象とした合同ヒアリングのまとめです。本機構では、平成17年度より、全国のすべての大学等を対象として「障害のある学生の修学支援に関する実態調査」を実施していますが、これは客観式の質問項目によるデータ収集であり、一部には自由記述欄も設けているものの、各大学等の障害学生支援担当者は極めて多忙であり、仔細を丁寧に伺うことはできない難しさがあります。

近年の支援現場の変化に応じた調査項目を検討するとともに、現在起こりつつある課題、これから考えていくべき課題について具体的に情報を整理するためには、大学等における障害支援担当者による取組に関わる、質的な情報を得る必要がありました。こうした背景から、「障害のある学生の修学支援に関する実態調査」を補完するものとして、平成28年度よりこの合同ヒアリングを実施しています。平成30年度は、学科(専攻)の分野別、教育課程別等のテーマを設け、全国の大学等の担当者にお集まりいただき、お話を伺うことができました。ご協力いただいた皆様には厚く感謝を申し上げます。

ヒアリングは、基本的にはフォーカスグループインタビューの手法を援用し、モデレータ(進行者)は「障害学生修学支援実態調査・分析協力者会議」の協力者にご担当いただきました。本報告書は、ヒアリングに際して得られた具体的な内容について、広く共有を図ることを目的として作成しています。報告書の公表にあたっては、大学等あるいは障害学生の個別的な情報が特定されることのないよう配慮して作成しているため、ヒアリング時そのままの発言を掲載するのではなく、一定の集約をせざるを得ない点はご了承ください。

ヒアリングに際して掲げたテーマは、いずれも現在の障害学生支援において緊要な課題とされているものです。課題のいくつかには、まだどう対応すべきか答えが定まらない事柄も含まれています。それらに対して、各大学等が、それぞれの背景や条件の中で、どのように試行錯誤しつつ取り組んでいるかをご参照いただければ幸いです。

独立行政法人日本学生支援機構 学生生活部障害学生支援課

概要

本合同ヒアリングは、実態調査結果分析の補足調査として平成28年度より実施している。過去2年は、全国8つのブロックにおける、地域ネットワークや大学等における障害学生支援の取組、現状等について、具体的な情報収集を行なってきたが、平成30年度においては、障害学生支援の中でも、特殊性の高い領域における現状を知ることを目的に、全6回のヒアリングを実施した。

目的

学科(専攻)のうち、医学、コメディカル、教育、福祉分野における学外実習支援を中心とする支援、 大学院における支援及び通信教育課程における支援の現状と課題について、個別の大学等における具 体的な状況に関する情報の収集、分析、発信により、全国の大学等における障害学生支援の充実に 資する。

実施方法等

参加者については、実態調査回答に基づき、ヒアリングのテーマについて支援実績があると回答のあった 大学等に実習担当教員または支援実務担当者の参加を依頼した。ヒアリングは、参加者が一堂に会し、 「障害学生修学支援実態調査・分析協力者会議」協力者の司会進行によって、実績発表及び意見 交換の形で実施。ヒアリング内容については大学等の個別情報を特定されない形で報告することとし、公 表前に承認を得ている。

実施状況

平成30年度に、下記の日程で実施した。

日時	テーマ	参加校数		
8月21日	医学	5 校		
8月29日	大学院	6校		
9月3日	コメディカル 1	6校		
9月4日	教育	6校		
9月18日	通信教育課程	6 校		
9月19日	福祉	6 校		

参加校

学科(専攻)別のテーマでは、主として学外実習支援について実績のある実習担当教員または学外実習支援を担当した支援担当者、大学院及び通信教育課程における支援のテーマでは支援の実務担当者の方のご参加を仰ぎ、テーマごとに 5~6 校、計 35 校にご協力いただいた。

〈参加校の内訳〉

参加校の内訳を設置別に見ると、国立大学 15 校、公立大学 2 校、私立大学 18 校となっている。 また、参加校の規模(全体の学生数)は、以下のとおり。

¹看護師、薬剤師、放射線療法士等の医療従事者の養成を目的とする専攻

参加校の内訳 (規模別)

	参加校数
10,000 人以上	14
5,000~9,999 人	10
2,000~4,999 人	6
1,000~1,999 人	5
500~999人	0
1~499人	0
計	35

〈参加者の内訳〉

- ◆学科(専攻)別の学外実習支援を中心とするヒアリング
 - 医学(参加者:実習指導教員4名、障害学生支援担当者2名)
 - コメディカル (参加者:実習指導教員3名、障害学生支援担当者3名)
 - 教育(参加者: 実習指導教員3名、障害学生支援担当者3名)
 - 福祉(参加者:実習指導教員3名、障害学生支援担当者3名)
- ◆学部の通学課程とは異なる特性に関するヒアリング
 - 大学院(参加者:障害学生支援担当者6名)
 - 通信教育課程(参加者:障害学生支援担当者6名)

ヒアリング結果概要

共通する課題

テーマ別に行なったヒアリングの中でも、個別の課題とは別に、多くの領域において共通する課題があることも判明した。その主なものは、以下の通り。

テクニカル・スタンダード2 について

通信教育課程を除く全てのテーマで重要な課題として挙げられたのが、テクニカル・スタンダードに関する問題であった。専攻別各テーマの参加校では、その教育目標を専門職の育成、国家資格等の取得としており、大学院においては、修士、博士の授与の問題がある。そのため、実習等における配慮や支援のあり方、評価方法、職業人としての適性についての判断等におけるテクニカル・スタンダードに関する課題が多く挙げられた。

専門性の高い支援者の不足について

²技能水準。ここでは教育の到達目標に関する本質的かつ具体的な基準を指す。

全てのテーマのヒアリングで話題に挙がったのが、大学、大学院の講義や実験の専門性を解する通訳者 (ノートテイク、パソコンテイク、手話等) や、実験補助者等の確保の難しさであった。 自治体の紹介で 依頼する通訳者では、専門用語や専門的な内容が理解できないこと、研究室の先輩や OB 等に頼らざるを得ないため、必要な数の支援者を確保することが難しいことが課題として挙げられた。

合理的配慮の範囲、費用負担について

求められる支援のどこまでを合理的配慮の範囲とするのかは、費用負担の問題も含め、多くのテーマで 挙げられた共通の課題。利用できる補助金について、学内における予算の獲得、また、必要な支援にか かる費用負担が大きい場合、学生の自己負担とすることについて等、様々な課題が挙げられた。

テーマごとの課題

各テーマにおける主な課題は、以下の通り。

医学

OSCE³ における支援と評価

進路、適性

実習先への情報開示、情報共有

安全配慮義務

発達障害、精神障害のある学生への支援

学内の理解啓発

コメディカル

実習先の確保

評価、資格取得、卒業要件

進路、就職、適性

入学時の申し出への対応

規定の期間で実習が継続できない場合の対応

TA の配置

発達障害、精神障害のある学生への支援

教育

評価、資格取得、卒業要件

具体的な支援内容と費用負担

病弱・虚弱の学生への対応

 $^{^3}$ 客観的臨床能力試験。医学部、歯学部、薬学部 6 年制課程、獣医学部の学生が臨床実習に上がる前に、この試験と CBT の 2 つに合格することが、臨床実習に進むための条件となる

支援学生配置における時間延長 学内への周知、理解啓発

福祉

資格取得、卒業要件

就職支援

予算の確保、費用負担

自治体の福祉サービスの利用

発達障害、精神障害のある学生への支援

国家試験に関するサポート

大学院

研究上の支援と評価

進路、就職支援

予算

グループディスカッション等における情報保障

実験等のサポートスタッフ

通信教育課程

具体的な支援内容等

高齢者への配慮

通学課程との連携

合理的な配慮の提供

予算、費用負担

紛争の防止、解決等

医学·薬学

日時:平成30年8月21日 13:30~16:30

会場: キャンパス・イノベーションセンター東京 多目的室 3 参加者: 実習指導教員 4名 障害学生支援担当者 2名

司 会 : 障害学生修学支援実態調査・分析協力者会議協力者

高橋 知音(信州大学)、丸田 伯子(一橋大学)

OSCE における支援と評価

障害学生が実施できない項目については、「形だけさせる」「その項目はカウントせずに評価する」「支援して評価する」等、大学によって対応は様々で、試行錯誤の段階であることが報告された。

主な話題

上肢機能障害の学生の事例

基本的臨床手技の課題が清潔操作(手袋装着と着替え)だった。本試験では他の学生と同様に審査し、点数が基準に達しなかった。共用試験機構に問い合わせたが、合否は大学の判断に任せますという回答だった。医療人となった後に起こり得ること、例えば、当直先で、救急の患者が来たときに処置ができなかったらどうするのか、といったことまで議論した。結論は、できること、できないことを本人もしっかり把握し、できる範囲での医療の仕事に就いてもらうということで、再試験では、共用試験機構の評価表とは別に評価して合格とした。その後の実習も同様の考え方で実施。そうしたディスカッションができたのは、大きな経験だった。

聴覚障害学生の事例

- 筆談となるため、共用試験機構に確認した上で、(規定時間の倍)時間延長して実施した。
- ▶ 聴覚障害学生の受験の際に共用試験機構に問い合わせたが、紹介してくれた事例が他の障害の例だったので、あまり参考にならなかった。配慮した場合は報告してくださいと言われた。
- ▶ 聴覚障害学生の聴診器による聴診。他大学 5 校ほどに問い合わせた結果、聞こえなくてもいいので形だけさせるという学校と、聴診項目はスキップしてそれ以外で満点としたという学校の大きく二つに分かれた。

試験項目

将来的にも(医者になっても)できないことが分かっているのであれば、そもそも試験をする必要があるのか。できないことが分かっている課題についてはやらせないという判断があってもいいのではないか。

進路、適性

欠格条項が廃止され、障害者差別解消法が施行されたことにより、様々な障害のある学生を受け入れ、支援している大学の現状と、医療現場における医師の実務内容の乖離の問題が指摘された。在学

中は配慮、支援をすることができるが、同様の配慮が卒業後も受けられるのかという懸念についても報告された。

主な話題

淮路

- ▶ 進路の希望について本人に直接聞いてはいないが、障害があっても務まる診療科はたくさんあるので、そういうところに進むことを勧めた。
- ▶ 聴覚障害学生で医師を志望していた卒業生が、今は医療従事者ではないという報告を受けている。実習、OSCE等含めて手話通訳を付けていたが、同様の配慮が卒後も受けられるのかというところは、かなり議論になった。
- ▶ 現在、就学中の発達障害学生は、医師ではなく研究者を目指していて、医学部を卒業しないと 先へ行けないので、そのために CBT⁴ と OSCE を取りたいと言っている。

適性

- 医師免許の申請書には障害を申告する欄があるが、その中になぜか四肢の障害は入っていない。 欠格条項の廃止、障害者差別解消法施行後の医学部の状況と、医師の実務内容とが乖離しているのが大きな問題。
- ▶ 色覚異常のある人は人口の5%くらいいるはずだが、大学が把握しているのは1学年に1~2人。 入学時の健康診断では色覚の検査をしない。医学部で勉強を始めてから、色々な問題が起き る。例えば、眼科では、糖尿病性の網膜症等は、初期の段階で目の色で判断するので、色が分からないと患者に不利益を与えるかもしれない。学生自身、自覚しないまま医師になっても、他の 医師が分かることが分からないことは不利益。そういうことを踏まえ、ある程度、医学科の方針として決めてもいいのではないかという意見と、それは駄目だという意見があり、議論になっている。
- ➤ 医師としてのメリットを明らかにした上で、実習の始めに、任意の特性評価テスト等を行なうことは、 有りではないか。例えば、心理学科では、WAIS⁵ や知能テストを学生同士で取り合ったりする。 知っておく方がキャリア選択には有利な場合がある。
- ▶ 「疲れて1週間実習できないので途中に休みがほしい」という申し出があり、座学に代替措置をしたことがある。実技の実習の代替として、それでいいのかと悩むところ。

実習先への情報開示、情報共有

医学部では、臨床実習のほとんどが附属病院で行なわれるため、学生の障害に関する情報共有はうまく働くことが多いが、自身の障害に関する情報開示を拒絶する学生への対応が課題となる。現状では、 多くの場合、周囲が状況を察知し、配慮してくれることで乗り切っている。

 $^{^4}$ コンピュータを利用した学習支援システム。ここでは薬学の実務実習を行なうために必要な知識、態度を評価する共用試験を指す。

⁵ ウェクスラー成人知能検査。16歳以上の成人を対象に標準化された、知能 (IQ) を測るための検査

主な話題

情報開示を拒絶する学生への対応

- 情報を伝えないと配慮事項が伝えられないこと、伝えないとどうなるかについて、半年ぐらい面談を 重ねて、やっと開示に同意したことがあった。
- 実習前のガイダンスで、障害の有無を問わず、学生同士で伝え合ったり、困っていたら報告したり 共有したりするように、話してもらっている。
- ➤ 「いろいろ問題があってグループの中でうまくできない学生がいるので、もし可能なら配慮をしてください」という曖昧な配慮依頼をした。最終的にはグループの中でひどく険悪になり、1 人グループにして乗り切った。

情報共有

医学部は附属病院での実習なので情報共有はうまく働くが、薬学部は学外なので情報共有がうまく進まない。

安全配慮義務

臨床実習では、対象となる患者に、不利益あるいは危害が加わることは、絶対に避けなければならないため、安全配慮義務を踏まえた情報開示や実習中止の判断等についても言及された。

主な話題

- » 病棟実習の大前提として、患者に不利益あるいは危害が加わることだけは絶対に避けなければいけない。
- ▶ 発達障害等の診断はないがコミュニケーションが苦手で、「やってくださいね」と言われれば「分かりました」と答えるが本当は分かっていないという学生がいた。卒業後の初期研修でうまくいかず、直接、患者と接する前に止められた。結局、初期研修は本学でやった。
- ▶ 何か起こる可能性がある場合、例えば、病名には触れず、「健康上のアンバランスがあってちょっと普通の人と違うことが起こるかもしれない」とか、具体的にどういう不注意や問題行動があり得る等、言い方は色々だが、そういう形での情報開示が行なわれる。
- ► 情報共有の範囲を集団守秘義務の範囲内にして、カウンセラー、心理学部の卒業生等、プラスアルファのキャリアを持った人がジョブコーチ的にペアを組んで一緒に実習先に行けるといい。

発達障害学生、精神障害学生への支援

具体的な配慮として、①指示は具体的かつ明確に出す ②理解し、納得するまで説明する ③十分 に理解できたか確認する ④患者とのコミュニケーションでは可能な限り同席し必要に応じて介入する という4つのポイントが挙げられた。

主な話題

配慮願いの具体的な内容

▶ 4つのポイント

- ①抽象的な話をしてもなかなか理解できないので、何か指示を出すときは必ず明確に指示を出 してほしい。
- ②自発的に発言することに抵抗感が強く、理解できなくてもそのまま流してしまうことがあるので納得するまで説明してやってほしい。
- ③自発的に発言することが苦手で、自分から教員に聞き返すことはできない者が多いので、分かっただろうと思い込まずに十分に理解できるまで説明してほしい。
- ④患者とのコミュニケーションがうまく取れないと本人も分かっているので、可能なとき、必要なとき には一緒にいて介入してやってほしい。
- ▶ 朝夕に必ず小ミーティングを実施。一人一人に対して、朝は「今日は何をやるのか」、夕は「今日は何をしたのか」を毎回聞いて、具体的にそれができているかどうか確認していた。

実習中止の判断

- ▶ 患者からのクレームをもとに、発達障害の傾向がある学生に実習中止を求めたら、「そんなことはマニュアルに書いてありませんよね」といった対応をされた。実習中止の条件等を、どの程度、どのように明確化しているか。
- ▶ 精神障害や発達障害のある学生については、不安がある場合はカウンセリングの周期を短くする 等の対応をする。カウンセラーからの情報で、実習を止めはしないが、休学を勧める場合はある。
- 実習中止に明確な基準はない。文章化が難しいこともあるが、文章化してしまうと、発達障害の 学生は、「それ以外のことは良い」と受け取るので、むしろ明確化しないほうが良い。

学内の理解啓発

各学部の教授会で時間をもらって話をする等の取組が行なわれていることが報告されたが、実習生と 最も関わりの多いレジデント ⁶等の FD 参加が少ないことが課題として挙げられた。また、支援についての 判断が各教室に任され、判断の根拠について明確に説明、共有できる仕組のないことが指摘された。

- ▶ 障害学生支援室のカウンセラーが各学部の教授会で、10~15 分時間をもらって話をしに行く。 FD と違って自由参加ではないので、効率がいい。
- ➤ 臨床実習で学生と一番深く関わるレジデントが FD を受けていないことも多い。曜日と時間を変えて、一つのテーマで複数回やる、ビデオ講習にする等の工夫が必要。 FD 参加も教員評価に入っているが、臨床が桁違いにポイントが高い。 FD のポイントを上げてもらう必要があるかもしれない
- 実際の支援の様々な判断は各教室に任せていることが多いが、どういう目的、考えで判断したのかを、きちんと説明できる所はほとんどない。きちんと説明でき、共有できる仕組がないのが問題。

⁶研修医。日本では初期臨床研修を終え、専門領域の研修を行なう後期臨床研修医をレジデントと呼ぶことが多い。

コメディカル

日時:平成30年9月3日13:30~16:30

会場: キャンパス・イノベーションセンター東京 多目的室3 参加者: 実習指導教員3名 障害学生支援担当者3名

司 会 : 障害学生修学支援実態調査・分析協力者会議協力者

丸田 伯子(一橋大学)、村田 淳(京都大学)

実習先の確保

附属病院を持たない大学にとっては、実習先の確保は大きな課題の一つ。指導教員個人の人脈に頼るしかない大学も多いことが報告された。また、薬学分野では、そのための調整機構によって、地域ごとに情報共有している取組についても報告された。

主な話題

- ▶ 聴覚障害については、附属のクリニックで実習に慣れることができるが、その他の分野では、指導教員のツテに頼っている状況。実習先には、副学長名で配慮願いを出し、実習巡回教員を加配したり、回数を増やしたりしている。
- 薬学部は附属施設を持っていないため、全国幾つかのブロックに分けた組織(調整機構)を通じて情報共有しながら、実習の受け入れの理解を深める取組を行なっている。

評価、資格取得、卒業要件

国家資格取得を取得する場合、実習単位が取得できないと卒業できない。なお、薬学部では、資格取得を目指さない場合は4年制を選択することも可能だが、看護学部では、資格取得を目指さない別カリキュラムを設けることは難しい状況等が指摘された。

主な話題

評価について

薬学では、実務実習での評価項目が概ね決まっているため、共通の指標で評価している。実習項目として、やったかやらないかを重視している。6年間のカリキュラムの中で実習の占める割合が多いため、薬剤師志望で入学しても、途中リタイアする学生が少なくない。

資格取得について

薬剤師の就職先は病院・薬局だけではないので、資格を取って、製薬企業や研究所、行政機関への就職といった選択は可能。

卒業要件について

実習は必修科目。卒業させる=国家試験受験資格を与えることになる。そこが切り離されて、卒業させるが国家資格の受験資格は与えない、大学としての教育の本分は果たしたという卒業と、

職業人育成としての卒業の、二つの方向が可能となればいい。障害学生を全面的に受け入れるという前提に立ったときに、実習が卒業の必須要件になっている仕組みの在り方、国の制度自体を整備する必要があるのではないか。

- ▶ 看護実習は半年間あり、ほとんどの教員が毎日のように実習先に出向いている。そこにプラスアルファ、実習に行かなくても卒業、資格は取らないというもう一つのカリキュラムを作るのは、現実的に無理。
- 薬学は、4年制から6年制に修業年限が移行した際に実務実習が卒業要件になった。多くの国公立は4年制課程も併設しているので、薬剤師を目指さず薬学を出たい場合には、4年制への編入という選択肢は残されている。

進路、就職、適性

実習中止となった機会を利用して、医療職、対人援護職としての適性についてよく考えるよう指導する という報告もあったが、本人は適性に不安を抱いていても、保護者が資格を活かした就職を期待している というケースも少なくない。

主な話題

適性

- ▶ 保護者のサポートも得て再実習し、国家試験も合格した発達障害の学生。保護者は国家試験も通ったのだから就職させたいと言うが、本人は臨床の現場に出ることが辛いと感じている。ちょっと待ったほうがいいと提案した。
- ▶ 保護者も非常に熱心で、他の進路を色々短期的に体験させ、本人から、医療職としては適性がない気がするということで退学した学生がいた。そういう自覚には時間が必要であり、自覚に到る経緯にも個別性があると感じる。
- 発達障害でうつ症状も出ていて、薬物療法で低め安定に抑えている学生。非常に真面目で実直な学生で、周りが就職活動をすると、自分もしなければいけないと思ってしまう。国家試験に合格する学力はあるが、臨床実習のときには、子どもの泣き声を聞いてパニックを起こした。集団の中に入れない、入るのが怖い。そういった状況で就職活動を始めている。本人と親の将来のビジョンにギャップがある。

進路

- ▶ 中途障害の学生の場合、入学時の自分のイメージとは状況が変わってしまった部分で、心理的なサポートが必要だった。肢体不自由になっても看護師になれるのか、悩んでいる。国家資格は取れると聞いているが、就職をどうしていけばいいのかが、今後の課題。
- ▶ 大学院に進学したり、資格を取ったり、学歴が上がれば上がるほど就職しにくくなるのが、日本の 障害者雇用の現状。
- ▶ ナルコレプシーの学生が、できることできないことを見極めながら、非常勤ではあるが病院に就職し、 作業療法士として働いている。総合的、安定的、持続的に力を発揮するのは難しいので、時間

外勤務は免除してもらっているが、子どもとの対人が良く、主に放課後やってくる小学生に対応している。仕事自体は評価されているが、ずっと続けるとなると難しさがある。

- → 一般的な学部にいた学生が、手に職をつけて分かりやすいルートを描きたいと、臨床検査技師の コースに転学したケースがある。コースをうまく選ぶと、人と直接接することの少ない仕事もある。
- グレーゾーンの学生が卒業し、希望通り大学病院に就職したが、1年経たないうちに病院から「非常に困っている」と連絡があった。事情を聞くと、やはりストレスフルな状況で、周囲がその状況を十分理解してくれていれば、かなり軽減できたのではないかと感じた。病院は本人の状況を考慮して配属を替えたが、本人は泣きながら大学に相談に来た。卒業後もフォローできる道を残しておく必要性を感じた。

入学時の申し出への対応

対人援護職として、障害の程度等によっては、かなり厳しいのではないかと思われる場合があること、そうした入学希望者への対応や説明の仕方について、話題に挙がった。

主な話題

- ▶ 例えば全盲の学生等、専門職としてどうしても厳しいという場合、入学の申し出の時点での対応や説明について知りたい。
- ▶ 受験前相談で、授業のカリキュラムや実習の程度を説明し、6年間のカリキュラム、学生生活を送れるかを、よく検討してもらうよう伝える。入学後は、聞き取り内容をもとに、どこまで支援できるかについて説明する。
- ▶ 身体障害の学生は、ある程度予測が付くが、発達障害や入学してから分かる精神障害の学生は、本当にそれぞれなので、受験前、入学前にきめ細やかなやりとりができることはまれ。

規定の期間で実習が継続できない場合の対応

実習を中断した場合、多くの大学で、不足分を補う実習が行なわれてはいるが、学生数が多い、実 習期間が長い、実習が複数にわたる等の事情で、その学年のうちに補充することが難しいケースが多くあ ることが指摘された。

主な話題

期間の補充、再実習

- ▶ 学生数が多く、全て同じ期間に実習を行うことが不可能なため、年間4期に分けて、薬局11週間、病院11週間の実習を実施する。一年の後半に実習を割り当てられた学生が途中リタイアしてしまうと、再実習する余裕はなく、留年となってしまう。実習先が4県に渡っていて、教員が訪問できるのは11週間のうち2回程度という状況の中で、どうやって学生をサポートするかが課題。
- 実習先でトラブルを起こして、実習を継続できない学生は、数年に1人出てくる。そういった場合は、不足分を、年明けの定期試験が始まる前、学生が少し余裕のある時期に附属病院で実施

- する。それでも足りない場合、実習は進級条件ではないので、次年度に再実習(現役学生の実習前の夏休み期間に、附属病院で不足の時間分を実施)して単位認定している。
- ▶ 看護は、取得できる資格が看護師だけではない(看護師資格をベースに、保健師、助産師、 養護教諭の1種免許)ため、それぞれの実習を決められた期間に修めないと、他の選択ができ ず、留年になってしまうことがある。看護師と保健師の受験資格を得て卒業しても、保健師に合 格して看護師が不合格だと保健師資格は保留となってしまう。看護の課程がもう1~2年あれば いいと、薬学がうらやましく感じた。

中断後の対応

- ▶ 中止期間には、医療職として自分がやっていけるだろうかということを、保護者も含めてよく考えてくださいと言うことが多い。発達障害の学生の場合、講義の成績は順当に取れるが、実習となると、 臨機応変な対応が必要なところで、ちぐはぐだったり、想像がつかない行動になったりすることがあり、 教員としての適性に疑問が残るケースがある。その学生なりに努力はしているが結果が付いてこない。人間を相手としない仕事も世の中にはあるので、そういったところも一緒に考えていこうという働きかけをする。なかなか納得はしないが、時間をかけて話をする。
- 実習を中断せざるを得ないほど表在化するときは、精神状態もかなり乱れている。保護者とも面談しサポートはするが、より悪くなるケースがあり、半年~1年で健全な状態に戻り、再実習に臨むことは難しい。多くは、退学、進路変更となる。

TA の配置

多くの大学で、基本的には院生や研究室の学生をつけることで専門性を担保している、学内でつけていた TA を学外実習にも同行させたというケースも報告された。

- ▶ 基本的にその学科の院生や研究室の学生に入ってもらう。情報共有の範囲については学部に任せている。違う学部の学生をつける場合は、支援室でコーディネートするので、支援学生として登録してもらい、個人情報保護についても確認している。予算は、1回限りの実習等の場合は、部局の予算から、半年以上配置する必要があるときは、障害学生教育支援経費を、学科から年2回、保険や必要な予防接種等の分も含めて要求している。
- ▶ 最近は、発達障害の書字障害や、視覚障害で板書がとれない学生などにも、ノートテイカーを配置し、障害学生支援の予算からアルバイト料として支払う。学生にも、国からもらっている障害学生支援の補助金から出していることを伝えている。基本的に、事前に申請があって委員会が認めた学生に対して、年何コマぐらい配置するのか、予算内で収まるのかを勘案しながら配置している。
- ▶ 学生サポーターの組織に約200人が登録していて、80~100人ぐらいの障害学生にサポートに付く。サポーターには謝金を支払っている。大学院生にサポーターをつける場合は、その科目を履修した学生を中心に、少し単価を上げて支払っている。

発達障害学生、精神障害学生への支援

実習を中断した場合、精神状態も悪化していて、休学、退学、進路変更となるケースも多い。診断のないグレーゾーンの学生で、就職後に困難を生じているケースもあり、卒業後のフォローの必要性についても話題に挙がった。

- ➤ 不安感がかなり強く、演習の授業で発表していて固まってしまい、教員から指導を受けたら教室の外に出て行ってしまったという経緯がある学生。グループ発表ではなく、個別で先生に対して発表したいとの希望が出て、配慮願いをしたが、教員からは、かなり反発があった。本人の診断や法律についても説明したが、理解を得るまでに時間がかかった。
- ▶ 1対1はOKだがグループは嫌、ゼミが大きいのは嫌というケースでも、発達障害学会等の情報によると、気心の知れたメンバーであれば、4人ぐらいのグループまでは大丈夫な場合があるという。
- ▶ 医療系は実習の頻度が高く、なかなか個別対応、その場対応では済まないケースが多く、結局、休退学につながる。

教育

日時:平成30年9月4日13:30~16:30

会場: キャンパス・イノベーションセンター東京 多目的室 3 参加者: 実習指導教員 3名 障害学生支援担当者 3名

司 会 : 障害学生修学支援実態調査・分析協力者会議協力者

高橋 知音(信州大学)、名川 勝(筑波大学)

評価、資格取得、卒業要件

なんらかの理由で教育実習を修了できない学生に関する特例措置を設けている大学が多い。教務委員会、学務委員会や教授会での審議を経て、特例措置を認めるという大学が多い。

主な話題

- 今までは、必ず教員免許を取らせて卒業させるというスタンスでやってきたが、教員養成ということを考えると、ある程度の基準は必要。実習前にやる必要のあること、実習を途中辞退しなければならない場合等について、よく話し合った上で行かせる必要がある。
- 実習後に、教員になりたいのか、教員は無理だと判断するのか、話し合いをしていく必要がある。 そのためにも、こういう配慮があれば可能だということを明確にしてくことが大事。教員になって、身 近な同僚に配慮を求め、うまく仕事ができている卒業生もいる。試行錯誤しながら、周りの認識 も少しずつ変えていくような取組を考えていく必要がある。
- ▶ 実習後の面談で、学生自身の認識と実習先の評価にギャップがあるケースがある。障害の有無を問わず、実習校から C 評価が付いた学生は、教育実習委員会で面談をし、項目ごとの評価の理由について検討している。

特例制度

- ▶ 教育学部の全コースがゼロ免課程でなくなった際、障害等があって実習はできないが卒業を希望する場合について、それを認める特例制度を作った。
- ▶ 特例措置は以前からあるが、障害学生が利用する割合は比較的少ない。発達障害があって、 学内でも集団の中に入れない等で、教員になることを諦め、別の就職先にシフトしている学生に 関しては、特例措置を認める形で動いている。
- ▶ 特例制度はあるが決定機関がない。最終的に誰が判断をするのかが決まっていない。
- ▶ 特例措置は学務委員会に申し出、学年担当教員、もしくは卒業研究の指導教員と面談をした上で、指導教員の意見書を付して書面で提出。これを学務委員会で審議し、最終的には教授会が決定する。
- ⇒ 特例措置の適用にあたっては、指導教員の意見書が一番重要だが、それを書きたくないという教員もいて、無理をしてでも実習に行く学生がいるのも事実。

具体的な支援内容と費用負担

視覚障害、聴覚障害のある学生への情報保障や移動介助の方法について、話題が提供された。必要経費は、障害学生支援予算から拠出している大学がほとんどではあるが、支援対象学生が増えた場合に関する懸念も挙げられた。

主な話題

- ▶ 聴覚障害学生の教育実習にノートテイクを派遣することはある。近年は遠隔情報保障の機器を活用して、例えば校長先生の講話を携帯で大学に送り、それを打ち直して送信する。教科書を点字に直す作業はほとんど機械でできるので、大学で点字化する。
- ▶ 視覚障害の学生の移動介助。大学が費用負担し、支援室で学生を募集して、介助についての講座を開設、シフトを組んで配置した。そのときは予算がかなりあったが、今年は削減されたので、同じことができるかと言われると難しい。
- ▶ 障害学生支援経費から拠出し、手配は実習を行なう学部が行なう。情報保障は実習期間中全てで、院生は1年で観察参加ということで短期間だが、来年は4週間、社会福祉協議会を通じて早めに確保したい。
- ▶ 合理的配慮の提供は義務なので支援を付けることが原則。何か他のルートで十分に配慮が なされる場合はつけないこともあるが、基本は大学として付けざるを得ないと理解している。

病弱・虚弱の学生への対応

実習期間を乗り切る体力がない、朝起きられないといった障害特性は、テクニカル・スタンダードに該当するのかという疑問が提示された。

- ▶ 例えば体力がないというのはテクニカルスタンダードの部分になるのかどうか、合理的な配慮はどうしているのか。
- ▶ 基本的に体調管理は自身でやるので、例えば、低血糖症の学生が、血糖値が下がったときに甘いものを口に含むとか、休憩することを認めるといった対応をする。実習本来の目的に沿わなければ別だが、実習を続けていく上で必要なことであれば、合理的配慮の範疇として認めていいのではないか。
- 実習期間を乗り切れる体力がない学生がいる。そもそも教員自体がそんなに休んでばかりはいられない職業ではないか。教員資格を取ること=学校現場で働くことではない。教員免許を持つことで、例えば教育産業で働くという選択肢が生まれる。

支援学生配置における時間延長

聴覚障害のある学生の実験にノートテイカーをつける場合、実験は長時間にわたり、予定外に時間が延びることも多いことから、そういったケースでの、支援学生の依頼の仕方、謝金の支払い等について話題に挙がった。

主な話題

- ▶ 理科の教員免許を取得する学生。理科は実験があって、3コマ連続等長時間にわたる上、終わりが見えない。通常、情報保障を学生に依頼する場合、事前に時間を指定して募集をかける。時間延長してしまった場合の対応について知りたい。
- ▶ 本学では基本的に、支援学生は全て無償のボランティア。例えば、2 コマ続きの授業であれば、 時間の半ばでテイカーが交代するシフトを組む。
- 実施計画の上では、決められたコマ数でしか謝金を出せないので、特記事項として、「実験の チューター配置に対する謝金は実際に働いた時間を書いた出勤表をもとに計算する」という但 し書きをつけて決裁を取っている。チューターは、実験を既に履修している等、なるべくその分野 に知識があって、実験が長くなる場合があることにも理解がある学生に依頼している。

学内への周知、理解啓発

ノートテイカー、手話通訳等が授業に入ることについて理解のない教員がいることが指摘された。教員の理解を得るためには、配慮願いの通知だけではなく、当該学生自身が、授業が始まる以前に、直接教員に依頼に行くことが重要であることが指摘された。

- ▶ 4月の第1回目の教授会で、差別解消に関する対応要領や、障害学生支援室の活動報告を配付している。活動報告の中で、実際の支援を紹介し、特にパソコンテイクや手話通訳が入るということをまずは理解してもらうが、受講者以外の学生(チューター)が入ることにいい顔をしない教員もいる。聴覚障害学生には、授業が始まる前に講義を担当する先生にお願いに行くよう指導している。パソコンテイクは遠隔で、聴覚障害学生が iPad を手元に置いて見ているが、特に申告もないままやってしまうと、講義担当教員から、講義中に ipad を見ている学生がいる、補聴器を付けているから障害学生だと思うが、あれはいいのかと問合わせを受ける等、誤解の元になる。
- ▶ 支援申請があった学生に関しては、学務委員会の委員長(副学長)名で、それぞれの授業 担当者に文書で通知している。学生には、配慮願いを持って、直接、教員に、「こういう配慮を お願いします」と伝えるよう指導している。障害学生支援に関する研修は年に2回実施。最初 の頃は参加者が少なかったが、自分の授業に障害学生がいるという教員が積極的に参加して くれるようになり、最近は30~40人ぐらい参加している。障害学生支援を全学でやっていくと

いうことを明確にするために連携担当理事という全学を見渡せる立場の人に障害学生支援室長になってもらった。

支援の手続き

▶ 支援申請には、診断書、障害者手帳のコピー等の根拠書類が必要。支援室運営会議が認定を行い、合理的配慮内容を決定し、学生支援担当の副学長名で配慮依頼文書を出す。公式の文書があると、教員も、「支援をしなければいけない」と考えるため、認定を受けた学生と、ただ相談に来ている学生では、そこが大きな違いになっている。

福祉

日時:平成30年9月19日13:30~16:30

会場: キャンパス・イノベーションセンター東京 多目的室 3 参加者: 実習指導教員 3名 障害学生支援担当者 3名

司 会 : 障害学生修学支援実態調査・分析協力者会議協力者

柏倉 秀克(日本福祉大学)、高橋 知音(信州大学)

資格取得、卒業要件

実習参加要件となる技術演習について、共通シラバスで認定基準も統一しているという大学でも、最終的な単位認定権は教員個人にあるため、より具体的で詳細なシラバスが必要ではないかとの話題提供があった。また、実習には出せないと伝える際に、その判断についての明確な根拠を示せず、保護者とトラブルになったケースが報告された。実習に参加させるかどうかの判断のプロセスについても話題に挙がった。

主な話題

- ▶ 実習に関わる条件となる科目、技術演習については、20人ぐらいの教員が担当して共通シラバスで認定基準も統一している。単位取得が難しい学生は、その担当者会議に上がるが、単位認定権は教員個人にあるため、どうしても出さないという判断する教員もいる。その辺りの基準を、シラバスにもう少し細かく明記する必要があると考えている。
- 全く対人関係が取れないと判断せざるを得ないような学生に、実習には出せないと伝える際に、 保護者とトラブルになったことがある。たまたま保護者が医師で、相談の場で診断書を書いて合 理的配慮をしろという要請を受けた。三つの実践力について、例えばコンピューターテストで何 点以上とか、OSCE のように得点化し、面接での得点等で対人関係も適切に構築できるとい う根拠が示せればいいが、非常に難しい。
- 発達障害の学生で実習中止となったケースがある。実習先の職員が、電話対応を見学するように言ったところ、「今の電話はどこから来たんですか」「本部です」「本部ってなんですか」と問いただし、しまいには、「相談援助ってどういう仕事ですか」等、職員を煩わせ、職務に影響があったこと等、一つ一つは大したことではなくとも積み重なることで、職員のマンパワーの部分で負担が大きい、という理由で実習中止になった。実習受入先に対しては、実習が始まる前に、実習生本人も交えながら障害特性を共有して、話し合いをすることが障害学生支援コーディネーターの役割として求められる。

就職支援

インターンシップやアルバイトを積極的に勧め、就職活動に役立てている取組について報告があった。また、社会福祉職に求められる三つの実践力についても話題に挙がった。

主な話題

- ▶ 車椅子を使用する学生が身体障害者施設で実習したが、実習先からは、その学生が「発達障害ではないか」という声があり、評価もあまりよくなかった。就職もなかなか決まらず、本人も「発達障害ではないか」と言われたことを気にしていた。その後、学生相談等で本人の特性理解が深まったこともあるが、別の社会福祉法人の施設でボランティアを行ない、その施設に認められて就職した。
- ▶ 障害学生のインターンシップを、障害者支援関係の行政機関を中心に行なうことで、就職につなげられるようにしている。更生相談所にインターンシップを依頼して連携することで、障害者雇用枠の紹介をしてもらったり、行政関係の障害者雇用枠で採用試験を受けて採用される学生が、年間1人ずつぐらいはいる。
- ▶ どういう分野に実習に行くのかという段階で、将来のことも話せばよかったと思いつつ、結局、就活の時期になると、どこに「行けるのか」という話になってしまう。アルバイト、ボランティア、インターンシップ等に参加する学生は、それなりの意欲もあり、就職につながる要因になっているのではないか。
- ▶ 社会福祉に求められる資質に関しては、障害の有無に関わらず、三つの「実践力」がある。一つは、「利用者さんと一対一で接する所で自ら支援する力量」。二つ目は「連携して自立を支援すること」、つまり、他の職種と連携をうまくやっていけるかということ。三つ目が「地域おこし増進力」、いわゆる社会資源、地域資源をうまくつなげていけるかということ。障害学生でも、実習でクラスメートと一緒に動くと、回りがフォローして何とかなってしまう。1人でボランティアやアルバイトの体験をすることによって、「実践力」について、より具体的に見ていけるのかと思う。

予算の確保、費用負担

支援に関する予算を、障害学生援助金という形で、学生本人と一緒にその運用について計画するという大学があった。学外実習で必要な介助については負担しないとしている大学もあり、学生が自治体の福祉サービスを利用する場合の、大学の役割についても言及された。

- ▶ 個人の責任の範囲内で。大学は、一切、負担しない。
- ⇒ 学内では移動介助はピアサポーターの学生が行なうが、トイレ介助は保護者またはヘルパーが 行ない、保護者の交通費もしくはヘルパーの費用を大学が負担している。学外実習について、 どうするかが課題。実習先の理解が得られればよいが、福祉実習としてどうなのか。基本的には 障害の有無に関わらず、通勤で保護者の送迎等は禁止している。

- ▶ 基本的には、大学が負担するのは学内での支援というラインを引いている。ただし、教育実習を附属校で行なう場合等はあいまい。肢体不自由の学生の場合には、相談支援事業所等であまり直接的な処遇が必要がない所でしたり、社会福祉事務所で、特例としてピアチューターを付け、排せつ介助だけを職員にサポートしてもらうというやり方をしたケースはある。
- ▶ 修学上の配慮を希望する学生1人当たりに対し、支援機器の購入費用や、ノートテイク用紙のコピー代、福祉タクシー代、支援学生への謝礼等について、汎用性がある形で自由に使える「障害学生援助金」という制度を導入している。ただし、年間で利用できる予算が限られているので、高額の場合は学生本人の持ち出しが出てしまう。必要な支援機器の購入や実習時にかかる費用など、4年間の学習にあわせた利用計画を学生と一緒になりながら、障害学生支援室のスタッフがコーディネートしていく必要がある。財源は障害学生支援に関する経常費補助金の活用。

自治体の福祉サービスの利用

学外実習における通学(通勤)や生活介助については、障害者総合支援法の福祉サービスでも対象外、大学としても支援が難しいという学校は多く、課題として挙げられた。今年度から始まった「重度訪問介護利用者の大学修学支援」の制度についても紹介があった。

主な話題

- 実習に行くときに福祉タクシーを使うという話があったが、実習も通学になるので、行政の福祉サービスを使うのは難しいのではないか。
- ▶ 障害者総合支援法の福祉サービスで、通学や学内の食事介助、トイレ介助は対象外になっているが、今年度、厚労省から大学の体制が整うまで当面の間という限定ではあるが、重度訪問介護利用者の大学修学支援という形で、学生が対象になっている。学生や保護者だけで行政的な手続きをするのは、かなり困難なので、大学が介入していく必要がある。

発達障害学生、精神障害学生への支援

申し出も診断もないが、明らかに支援が必要と思われる学生へのアプローチについて、話題に挙がった。 以前は厚意で対応してくれていたケースでも、障害者差別解消法施行以後は、却って「困っているなら配慮の申請をしてください」と教員に断られるケースもあることが報告され、配慮の申し出へのサポートの必要性が話題に挙がった。また、専任スタッフが配置されたのはいいが、ほとんどが有期雇用で、数年で入れ替わってしまうため、ノウハウが蓄積できないという声もあった。ある座談会で聴覚障害学生から発信された「コーディネーターにいろいろ相談をしたいが、コーディネーターが有期雇用なので途中で違う人に替わってしまい、相談するのが怖い。心を開いて受け入れた途端いなくなるという状況では真の要請ができない」という声も紹介され、スタッフの雇用形態には、まだまだ課題があることが指摘された。

- ▶ 申し出も診断もないが支援が必要な学生がいる。周囲の困っている人からの相談を受けて、 保護者と連絡を取ったり、本人に「ちょっと困った様子が見えるから、その困った様子について聞いてくれる所に一緒に行かないか」等アプローチし、つながりを作り、支援につなげていく。
- ▶ 以前は、周囲の教職員が厚意で配慮してくれたり、学生相談室のカウンセラーにつなげてくれていたが、障害者差別解消法施行後、修学上の配慮申請に関する制度が明確になってからは、「困っているならちゃんと申請してください」と断られることが増えたため、学生に、制度を説明し、障害の有無に関わらず、困っていて根拠があれば申請できるということを説明して、修学上の配慮申請をしてもらうようにアドバイスしている。
- ▶ 困っている度合いにもよりけりだが、例えば統合失調症で症状が進んでいると思われる場合に介入に入らざるを得ない等、段階を見ながら、現場のさじ加減でやっている。
- ▶ 回りは非常に困っていて、例えば、アパートの大家さんの家に上がり込んでは3時間も帰らない 学生がいる。本人には全く困り感がないので、なかなか直接アクセスできない。

国家試験に関するサポート

国家試験における受験上の配慮についても、本人だけでは調整が難しいこと、大学としてのサポートが必要なことが指摘された。

- ▶ 4年生の6月に社会福祉実習の試験センターの配慮係に事前伺いという形で、ファックスで照会する。メニューにない配慮の申請が難しい。なかなか本人では調整できないので、提案しながら事前伺いにまとめていく。例えば、脳性まひで重い学生でマークやチェック式も含めて、一切、筆記ができない場合、代筆、代マークする形で介助者を置かせてほしい、視覚障害で、社会福祉と精神保健のダブル受験の学生の場合は、拡大読書機を持ち込み、2日間、試験会場に置かせてほしい等。
- ▶ 化学物質過敏症の学生の場合、試験会場の下見を希望したが、認められなかったため、1~2月の寒い時期だが、試験会場の窓を開けさせてもらい、試験監督者にはコートを着てもらう、そのコートには香水等は付けないでほしい等、細かく調整した。
- ▶ 高次脳機能障害で記憶障害の学生の場合、学内の定期試験では時間延長と持ち込みを認めているが、国家試験では、障害のために記憶が出てこないのか、そもそも記憶していないのかが判断できないということで認められなかった。今後は、模擬試験も時間延長なしでどうやって、やっていくかを検討する必要がある。
- ▶ 肢体不自由の学生でも、学内では1種3級ぐらいで、特に補装具を着けていなくても、時間延長を認めている。国家試験のエビデンスは、主治医がマークシートとチェック式で測った診断書だが、その結果、時間延長の配慮を行なう域に達してないという回答だった。当該学生は、書くスピードはあるが、途中で休憩して屈伸をしなくてはいけないので、その時間も考慮してほしい等のやりとりをした。

▶ 発達障害の学生の場合、会場近くのホテルを取る等、ゼミの担当教員が確認している。また、 現地へ行ってからは同じ学年の学生にお願いして、ルートや所要時間を一緒に確認してもらっ た。

大学院

日時:平成30年8月29日13:30~16:30

会場:キャンパス・イノベーションセンター東京 多目的室3

参加者:障害学生支援担当者6名

司 会 : 障害学生修学支援実態調査・分析協力者会議協力者

名川 勝(信州大学)、村田 淳(一橋大学)

研究上の支援と評価

ほとんどの場合、研究室内における配慮で修学上の問題は解決できているが、学部時代と違って、予測を立てて研究を自ら計画していく能力が求められること、その中で、どう支援し、どう評価していくのかということが課題として挙げられた。

主な話題

修士課程

- ▶ 発達障害のある学生で、指導教員も含め、全ての能力が高くなくても、プログラミングの能力が飛び抜けて高ければいいのではないかという方針で支援していたが、就活でつまずいた。企業も予測に基づいて活動できる人材を大学院に求めているとすれば、どういう方向にサポートするのが適切なのか。
- ▶ 同じ学科専攻であっても、指導教員によって成績評価のポイントや特別措置の許容範囲が違うため、同じ要望でも支援の可否に差が出る。ガイドラインを求められることもある。指導教員としては、大学として、また自分の名の下で修士号を出せるか、という迷いや悩みがあるよう。成績評価に関係する合理的配慮について指導教員と話し合うには、支援者が(教員ではなく)職員だとかなり難しいと思われる。
- 評価では、アドミッションポリシーに基づいた学科ごとの基準のクリアが求められる。例えば、コミュニケーションが苦手な学生の場合、発表課題の代替として、発表内容をボーカロイドにプログラミングして発表する方法を、配慮願いとして学科に提案する。この配慮願いを出したときに会議を持って、本人とカウンセラーと教員の間で到達基準を決める。精神科医でもある保健センターの教員からは、「これは契約だ。この配慮をこれだけしたら、これをクリアしなかったらあなたには卒業資格与えられませんという契約の下にやっているのだから、そこは厳しくやってください」と言われる。
- ▶ 構音障害 ⁷ の学生と、緘黙と精神障害の学生について、あらかじめ用意されたものを発表する 方式は取ったことがあるが、そこでは質疑応答をどうするかが課題になった。質疑応答は発表課題

⁷言葉は理解しているが、発音が正しくできない障害

の絶対条件なので、例えば、教員と一対一でやる、もしくは紙に書いてやるといった方法で対応する。

学会発表が卒業要件になっているケースはなかったが、教員や他の学生がサポートして、学会発表もさせているようだ。

博士課程

- ▶ マスターとドクターでは、指導教員の意識はだいぶ違う。マスターの場合は、確かに新規性等は求められるが、それでもまだ努力賞が認められるが、ドクターは特別だという熱い思いが教員にはある。サポートした上で博士卒の資格を取っても、果たして就職できるのかという思いが強い。
- ▶ 博士課程に進んだからといって、健常者でも博士を取れるとは限らない。グレーゾーンだから取れないのか、健常者でも取りづらいから取れないのか、分からない。取った後に就職できないというのも、健常者でも就職できないのが普通なので、博士課程に進みたかったらやらせてあげればいい、その後のことまで保証する必要はない、ということでは駄目なのか。
- ▶ 障害も含めたトータルな能力、研究、学業を遂行する能力と、所属学科、研究室とのマッチング、 適性が問われている。できるだけ早い段階で、本人が自分の特性、適性を知り、教員の側も「う ちの研究室ではこういう能力が求められている、君はその部分がつらいかと思うがどうなの」というよ うな対話をいかにセッティングできるかが大きいのかと感じる。
- 実験をすることが非常に難しいであろう身体障害の学生が、入学を希望してきている。知的能力で入試はクリアできるが、学びのプロセスの中で、人的にも費用的にも大変な支援が必要になっていく。専門に入っていけばいくほど、費用をどこから出すのか、適切な情報保障ができる専門性の高い人材確保等が難しい。

進路、就職支援

特に発達障害、精神障害のある学生の就職支援について、課題として挙げられた。就労支援機関等では、作業ベースの仕事が奨励され、修士、博士を取得した学生にとってはミスマッチになることも多く、研究室独自の就職先開拓に頼らざるを得ない状況も報告された。

- ⇒ 学内イベントで知り合った企業の人事から発達障害の学生を紹介してもらえないかと問合わせがあり、その後障害者枠での就労につながったことがある。また、学生が自分で就労支援機関を通して障害者就労をした会社からインターンシップの案内があったこともある。積極的に発達障害のある学生を受け入れていこうとしているということだった。
- ▶ 重度障害を別として、身体障害の学生は就職がしやすい状況になっている。課題は発達障害、 精神障害のある学生。キャリアセンターに低年次から通って、カウンセリングセンターも一緒になって関わっていく。なるべく1~2年生の間から相談を重ねていくことで、見えてくるところもある。

- ▶ 高次脳機能障害の学生は、困り感としては発達障害学生と同様なので、企業に応募するあたりから困ることが多い。就労支援機関等につなぐのだが、そこでは、作業ベースの仕事につくほうが安心だという先入観を持って見られてしまうところがある。就労支援機関等ともつなげながら、学内に来る企業情報の中からも、両面で探すようにしているが、そうなると、「大学さんが関わるんだったら、大学さんに来るような企業、うちには来ませんから、来なくていいですよ」とか、「大学さんに来るような企業だと困るのはあなたですよ」などという流れをつくりがち。うまく連携できるといいのだが、難しい。
- ♪ 企業が大学に来るのは、算定率の問題で、手帳を持っている人を採りたいということ。ただ、大学院まで来たのに障害者就労なのかという保護者もいて、難しい。
- ▶ 障害者雇用の場合、一般就職市場にある求職は、給与をコストダウンしていることが多い。配慮はお願いした上で正社員で同等の扱いをと交渉するが、全てがうまくいくわけではないというのが実情。

予算、費用負担

ある程度の年間予算は組んでいても、予想外の費用が必要になることもあり、補正予算、学長裁量経 費等で補っていることが報告された。また、学会参加等の費用については、研究室の研究費から拠出さ れることもある。

- ▶ 支援がいつ発生するか分からないので、年度当初は、10万円程度計上している。以前、年度途中でノートテイク支援を行なうことになったことがあったが、あまり科目数が多くなかったので、年間30~40万円ほどの学生アルバイト代を補正予算で学生支援部門から支出してもらうことができた。
- → 年間予算は組んでいるが、入ってきた障害学生によっては、予想もつかなかったような金額が必要になることもあるので、補正予算等で対応している。院生に関しては、たまたま研究科に付いた研究費用があって、学会参加等の費用はそこから出た。
- 今年度、重度障害の学生が編入学した。遠方からの入学だったため、住む場所を始め、学生課が中心になって対応し、この1年だけで1,000万円ほど、学長裁量経費から出してもらった。この1,000万円は、宿舎の改修や学内の段差の解消等は除いた人件費、日中の介助スタッフを2人雇用、全授業をビデオ撮影し、それをネットワーク上に保存して他の学生も見られるようにしたのだが、その編集作業を行なう学生の経費等。大学としては、1人だから今回は対応できたが、複数人入学したら対応が困難であり、今後の対応の検討課題である。
- ➢ 発達障害の学生が非常に多く、教室に行けなかったり、授業登録ができなかったりするので、 支援員が常時必要。社会福祉学部のある他大学の学生に来てもらっている。毎年、ある一 定数は必要なので、その予算は毎年計上している。

グループディスカッション等における情報保障

音声認識ソフトや補聴システムの活用が行なわれているが、それだけで十分な情報保障がされているとは言えず、進行の仕方や付箋、ホワイトボード等を使った工夫等によって補っているのが現状とのこと。

主な話題

- 全盲の学生の英語の授業。事前に文書化した資料を支援ボックスに入れ、支援ボックスから本人が引き出す形のツリーが作られていて、読み上げ機能で利用しているが、英語でのディスカッションには、ほぼ、付いていけない。録音したものを後で聞くという形でしか支援できていない。支援に関するアンケートでの本人の回答は、資料については 5 段階評価で 3。指示語が多くてわからない等、不満は出る。
- ▶ グループディスカッションでの発表に音声認識ソフトを使用した。マイクをかなり近づけて 7 割ぐらいの認識率。声の質等によってもかなり変わるが、どこをやっているか、何を発表しているのかがわかるようになった。質疑応答では、発表者が、答える前に「こういう質問がありましたが」と入れてから答えるようにしたことで、ほぼ、流れが分かるようになっただけでも助かったという学生がいた。グループ内のとりまとめのディスカッションでは、付箋に考えたことを全て書き出してから話すようにして、流れがわかったので、自分の質問が外れないようになったとのこと。聴覚障害の英語は、非常に難しくて、十分に対応できていない。
- 発達障害の学生に対して補聴システムを使ったことがある。FM 補聴器の次の段階といったもので、基本的には聴覚障害の補聴器材だが、ディスカッションで選択的に音声に注意を向けたり、同時に話されることを聞き分けたりすることが難しい学生のために、あえて補聴システムを入れた。耳元で大きく聞こえると、発達障害の学生には、強制的に選択、注意を向けられる良さがあり、聞き取りが良くなった。また、マイクを回すプロセスが入るので、同時に話すことがなくなる。

実験等のサポートスタッフ

学部時代と異なり、研究室における相互扶助には TA を使えないため、障害学生支援としてのサポートスタッフを雇用する仕組の必要性について、話題に挙がった。

- → 研究室内でのサポートには、ティーチングアシスタントとリサーチアシスタントとラボアシスタントがあり、障害学生支援のケースはラボアシスタントにサポートしてもらうというのは可能ではないか。
- ▶ ティーチングアシスタントは、基本的には実験等ができる人が学部レベルの授業に対して支援をするものなので、大学院の研究室での相互扶助には使えない。研究室内の相互扶助で行うのか、それとも支援室からサポートするのか、あるいは何らかの研究費をどこかから捻出をしてアルバイトとしてサポートスタッフを雇用するかになる。費用をどこから出すかというシステムは必要。

➤ TAの謝金は目に見えるコストなので、障害学生を受け入れると研究室の負担が増えると受け取られてしまうことがあるため、TAの謝金は基本的には使わない。障害学生をサポートする予算の枠組、単価、謝金標準単価表の中に、障害学生の支援謝金を規定してもらっている。こうした根拠を作っておくことは、組織上、大事な作業。

通信教育課程

日時:平成30年9月18日13:30~16:30

会場:キャンパス・イノベーションセンター東京 多目的室3

参加者:障害学生支援担当者6名

司 会 : 障害学生修学支援実態調査・分析協力者会議協力者

柏倉 秀克(日本福祉大学)、村田 淳(京都大学)

具体的な支援内容等

それぞれの障害に応じて、スクーリングや科目試験における配慮、支援が行なわれている中、物理的な配慮、職員が対応できる支援は提供されているが、情報保障や生活介助といった支援者を必要とする配慮の提供が行なわれていないケースが少なくない。

主な話題

視覚障害

- 全盲の学生で、入試は、本人が点字で作成したリポートを墨訳して提出する形で入学。教科書その他の資料は大学側が点字のものを提供。試験については点字で解答。学内移動は本人が手配したヘルパーが介助。墨訳とヘルパーの費用は本人負担。学生は地方在住だが、スクーリング支援は関東のキャンパスのみのため、本人の負担が大きくなっている。
- ▶ テキスト履修科目の試験時、時間延長を必要としない場合は、住まいの近くの会場で受験可、 パソコン受験も許可。ガイドヘルプは、経費の問題もあって学生ボランティアに依頼。テキストは全 学生が自身で購入することになっているため、点字点訳も学生自身で行なってほしいと伝えている。 テキストデータの提供を求めてくる学生も増えてきているが、市販本については出版社がデータ提 供をしてくれることもあり、学生自身で出版社に電話をしてもらっている。大学が承認したという書 類を書くだけで済む出版社もあるが、テキストデータ化の費用を請求される出版社もあり、その場 合は大学で負担している。
- ▶ 地理学などで地形や地図の考察を求める内容がある場合は、教員に依頼して課題の内容を変更してもらっている。

聴覚障害

初めて聾の学生が入学し、音声認識ソフトをいくつか試して、学生とも相談し、認識率の高かったものを使っている。マイクを有線でパソコンに直接つなげると音声をよく拾えるが、全ての教室では対応できないため、ノートテイクも併用している。学生が自治体の補助でノートテイカーを雇うことができるため、大学は費用負担をしていない。事前にできるだけ資料を渡しして予習してもらっているが、授業がかなり専門的なので、ノートテイカーが十分に授業を理解できない。学内でのノー

- トテイカー養成は全く進んでいないため、そのノートテイカーに頼らざるを得ない。そういうこともあって、学生は、音声認識ソフトの認識率がもう少し上がると助かると言っている。
- ▶ 現状は、ノートテイカーを必要とする学生はいないが、必要となった場合は、学生部の傘下にボランティアセンターがあり、学部の学生ノートテイカーが所属しているので、そこから派遣してもらうことになると思う。
- ➤ スクーリング時の支援としては、1人の学生に対して、手話通訳2名、ノートテイカー2名を付けている。スクーリングの授業はかなり多く、夏期スクーリングは、平日3日間、9時から夕方6時まであり、ノートテイカーや手話通訳の配置に苦労している。本学の手話サークルのボランティアに依頼しているが、それだけでは人数が足りないため、教員に依頼して授業中にノートテイカーを募集してもらっているが、それでも配置に苦労している。

肢体不自由

- ▶ 大部分の学生が車椅子を使用しているため、移動や教室の設備等、物理的に解決できることは、 ヒアリングして対応している。移動介助が必要な場合は職員が対応している。
- ▶ 地方からスクーリングに参加した学生が、1人で来てしまったがどうしたものかという相談があり、学生アルバイトを雇って対応した。車椅子の学生は、1人、2人ではないため、今後、そういう要望が増えてきた場合に、費用や人手の確保が課題。
- ➤ スクーリングでは、キャンパスへの車の入構・駐車や介助者(保護者)の付き添いの許可、教室の優先席の確保等を行なっている。
- ▶ キャンパス内での駐車許可、スクーリングに必要な荷物を事前送付してもらい、学校が受け取り 保管する、授業で使用する校舎にエレベーターがないため、1階もしくは2階の教室を可能な限り 配当、通常は背もたれがない丸椅子を使用しているところで背もたれ付の椅子を用意する等の 配慮を行なっている。

病弱·虚弱

- ➤ てんかんの学生が一度、発作を起こして病院まで付いていったことがあり、それを防ぐためにはどうしたらいいのかを本人と相談し、授業中は服薬のための水を身近に置くことで対応している。
- ▶ 試験時間の延長、別室受験、教員への通知、水の持込、服薬の許可等。入学前面談では、スクーリングの受け方について、科目によって、午前中だけを3日間受けるという設定もあるので、体力を考慮して、そういった科目の選択等の提案もしている。
- ➤ てんかんや心臓疾患のある学生の場合、発作時等の緊急連絡先を預かる等の対応をしている。
- ▶ 優先席確保等の事務局対応が必要なもの以外は、学生の申し出を教員に伝え、授業の中で教員に対応してもらっている。
- ⇒ 学生本人に確認の上、配慮者のリストを作成し、授業担当教員、研究室スタッフ等に、そのリストを都度、渡ししている。
- ▶ 担当教員には、本人了解の上、メールで配慮願いを送付するが、中には、「これはできない」と率直に言う教員もいて、その場合は、支援担当者が間に入って話し合い、何らかの配慮をしてもらうよう依頼している。

教員への配慮依頼の連絡はメールで行なっているが、メールだけでは不安な場合は、職員が、1回目の授業の前に行って、この対応で間違いはないか、といった確認をしている。

発達障害

- ➤ スクーリング時の座席、出入り口の近くやトイレに近い席等の確保、ワープロや別室受験の許可等。試験前の重要な話はできるだけ板書にする、または文書で配付、注意事項は2回、大きな声で読んでもらう等、申し出があれば教員に伝えて配慮している。
- 配慮が必要としてリストに載っている学生のうち、メンタル系の学生が半数程度いる。特に対人の部分に何かしら問題を抱えているケースが多い。教員には、1対1のときは、ゆっくり具体的に話してもらう、また、怒られたり、追い詰められたりするとパニックを起こしてしまうケースもあるので、できるだけ声を荒げないでほしい等、依頼している。また、実技の時間に、周りが気になる学生については、イヤホンで好きな音楽を聴いたり、視線が気になるようならサングラスを掛けて作業する等を許可している。全体的には、SOS はできるだけ自分で発してくださいとお願いしている。
- ▶ 通信制高校を卒業する学生が、入学前面談に保護者と一緒に相談に来るケースが多い。テストでは穴埋めのテストをずっと受けてきたということで、科目最終試験のテストは論述で持ち込みなしのため、かなり厳しい面はある。発達障害の学生は退学率も高いと感じている。
- 家族と一緒でないと不安で授業を受けられない学生がいた。教室の外にいることが確認できれば 大丈夫だということなので、家族に廊下で待機してもらい、どうしても不安に襲われた場合は外に 出る、外から見ていて様子がおかしければ教室に入って対応するといったことについて教員に許可 を取り付けた。
- ▶ 他者への危害が心配される学生については、本人の了解を取って、主治医の先生に相談をした。 主治医の先生と、本人が関わっているサポート機関とも連携し、本人とサポート機関の両者の話 を聞いた上で、本人への対応を検討した。

精神障害

- ▶ 中学、高校も、全て保健室登校だったという対人恐怖症の学生から、人に囲まれたことがないので、スクーリングを受けるときに、介護者の同伴を認めてほしいという申し出があった。人に囲まれると話せなくなる学生だが、卒業ゼミナールで自分の研究を発表することが最低限必要だった。教員とも相談した上で、授業は保護者同伴、発表はリポートで代替する対応をした。
- 統合失調症などの場合、薬である程度コントロールできている学生が多い。自分の経験を生かして、精神保健福祉士を取りたいという学生がいる。その場合、実習に行く必要があるが、実習は、通常でも、精神的にも体力的にも負担がかかるので、症状が悪化しないかどうか不安な面もあるため、入学前面談のときに、実習指導教員から、「実習先ではこういうことがあるよ」といった説明をしてもらっている。

職員の負担、ケア

➤ 発達障害や精神障害の学生への支援は、対応に非常に時間がかかる。まずメールのやり取りで始まり、直接会って話すことになるが、通信教育課程の学生には、働いている人等、いろいろな生活形態の人がいるので、日程調整にも時間がかかる。話し合っても1回では終わらないことが多く、

対応に本当に時間を取られる。電話で、とても攻撃的に言ってくることもあり、職員がまいってしまう。一般的なクレーム対処とは違い、一律に扱うことができないことは分かっているので、時間がかかる。ある程度、対応する職員は決まっているため、どうしてもその職員に負担がかかってしまう。

- ▶ 入学前の時期に臨床心理士に来てもらっているが、通信の学生には時間に余裕がない人が多いため、学生から面談の申し込みがないという状況。難しい学生がいたときに、職員や教員が、臨床心理士に相談するケースはあるが、特効薬的な解決策はないので、アドバイス程度になる。対応は、教職員がやらざるを得ないため、そこに対するケアはない。
- ⇒ 学生から攻撃的な電話を受けるにも、心構えをして出るのと、そうではなく何か強い言葉を受けてしまうのでは違うので、そういうケースの電話対応についてマニュアルを作った。あとは、「今日は何分に学生が来るので 5 分ぐらいだったらお話を伺えます」という形で、事前に時間を決めて対応している。
- ▶ 精神障害であるという明確な診断はないが、クレームが非常に高じる学生がいて、対応したときには、やはり時間限定と、複数対応、その情報に関する可能な範囲での共有を行なった。それでも、「ちゃんと対応してくれない」となったときは、担当教員を変えることでうまくいったケースもある。

高齢者への配慮

通信教育課程特有の課題として、学生の中に高齢者が多く、独自の対応が必要なことが話題に挙がった。高齢の学生への対応としては、足腰が弱く、長時間同じ姿勢を維持するのが辛い、スクーリングの途中から車椅子が必要になった等がある一方、多くの通信教育課程で一般的になってきている、受講申し込み等のウェブ化に対応できない点などが指摘された。

- ➤ スクーリングの出欠確認の際、大変長い行列ができるため、特に高齢者で、足腰が弱い、悪い学生は列に並ばずに済むよう誘導したり、介添人の同伴、試験のときの座布団使用等の許可、別室での受験、服薬、水の持ち込み許可等。
- ▶ 障害が理由なのか、高齢が理由なのかに関わらず、申し出があれば、それに伴って必要な配慮をする。高齢の学生では、足腰の問題で、長時間、同じ姿勢を維持するのが辛いといったケースが一番多いので、座席の配慮が一番多くなる。二番目は階段の上り下り。できるだけ 1 階、2 階にあてる形で対応している。
- ▶ 最寄駅から大学まで長時間バスに乗る必要のある不便な環境なので、夏のスクーリング期間中は通学生用の学生寮を通信生に開放して、特に高齢者を優先している。15日間のスクーリング中に足腰が痛くなって車椅子の貸与を希望する等もあり、対応可能なものに関して対応している。
- ➤ パソコン等、ICT のツールを使う方面で配慮の必要を感じている。今年度から、月刊誌、機関誌をウェブ化しようという話があり、これまで郵送していた冊子をウェブ化すると、高齢者を中心に、そ

- ういったツールを使い慣れてない学生が見られなくなることが想定される。そういう場合、申し出が あればプリントアウトして郵送するといった対応も必要になる。
- 今年の入学生から、スクーリングの申し込みやリポート提出を、全てウェブ上でやるようポータルサイトを立ち上げた。高齢者は不慣れなため、シラバスの印刷サービス等の対応をしている。
- 学生の中で認知症が疑われるケースがあって、こちらからご家族に、そうは言えないので、困ることがある。

通学課程との連携

一部の大学では、通学課程との連携が機能しており、通学課程が持つ情報や人的資源が活用されていたが、ほとんどの大学では、通学課程と通信教育課程の間には人的交流もなく、授業が行なわれる期間、日時等の違いから、ほとんど連携がないことが報告された。

主な話題

- ▶ 通学課程には障害学生支援課があるが、基本的に通信教育部には関わらない。通信と通学は、全く別ものという意識があり、情報共有がほとんどできていなかった。現在は少しずつ情報交換をしているが、連携はあまり取れていない。
- ▶ 通学課程と通信教育部は、人事交流がほとんどなく全く別組織という感じ。建物も違い、事務室のある場所も違う。通学課程で当たり前にやっている支援が、通信教育部ではできない。例えば、通学課程の学生は、学生部の人目に付かずプライバシーを確保された場所にカウンセラーが常勤していて相談できる。ホームページを探しても相談室はそこしかないので、通信の学生がそこへ行くと、通信の学生は通信の事務局に行ってくださいと言われる。通信には、そういう担当者がいないので、窓口担当者やスタッフが何人かで対応するということを日々やっている。通信の学生は、それを差別と感じていて、苦情を言われることが多い。通学課程との情報共有、大学全体としてどういう支援をしていくかが、今後の大きな課題。
- ▶ 学内のさまざまな機関が連携して、その支援システムを使えている。例えば、パワーハラスメント、セクシュアルハラスメントという話が出れば、ハラスメント防止啓発支援室で、コーディネートターや専門スタッフに相談できる。ノートテイク等も、それぞれ所管の課があり、弁護士や心理療法士がいる学生相談課もあり、通学課程の学生と同じようにサービスを受けることはできる。ただ、通信教育課程のため、学生の多くが地方在住で、通学課程の学生のように気軽に面談をセットして会ってもらうというようなことができにくい。
- ▶ 通学課程には、あまり身体障害の学生がいない。メンタルは多いかもしれないが、研究室で把握して、対応できてしまっている。通信のほうが圧倒的に多いため、通学課程としては、通信の中で解決してくださいというスタンスになってしまう。通信のほうも、専任の職員は5人しかいないので、その中で全部を回している。
- 専門部署、機関はなく、通学は学生支援課、通信は通信学生課が窓口となっている。障害学生支援を専門に担当するコーディネーターは通学の学生支援課に籍を置いている。持っている情

- 報量は、断然、通学のほうが多いので、何か困ったことがある度に聞きに行くという形で、連携は 取っている。
- ▶ ほとんど交流がない。通信教育課程は、土日、祭日や、通学部の夏休みが授業となっていて、その間、通学部ではほとんど授業が行われていないので、通信教育部は独自の支援体制になっている。ただ、保健センターに関しては、授業を開設しているときには、出てもらっている。専門のカウンセラー体制も、通学は対応しているが、通信は対応できないという状況。

合理的な配慮の提供

通学課程との連携もなく、学内での予算規模も小さいことの多い通信教育課程では、多くの大学の通学課程で提供されている配慮についても、提供できる仕組や人的物的資源、予算等が整っていない状況が報告された。これらの課題解決のためには、合理的配慮の提供の義務は、通信教育課程の支援部署の課題ではなく、各々の大学全体の課題として認識されることが急務。

主な話題

- ▶ ノートテイカーが必要との申し出があったが、大学は提供できないため、学生が自治体や要約筆記の協会に相談したところ、自治体と協会の両方から大学に、「大学が提供すべき合理的配慮ではないのか」との抗議があった。結局その学生は入学して、自分でいろいろ努力して在学はしているが、根本的な解決を考えていく必要がある。
- ▶ 手話通訳については、市の紹介で手話サークルから実験的に一度派遣してもらった。ノートテイクはツテがない。プロに頼むととても高額になってしまい、それが果たして合理的な負担の範囲内なのか。専門性の問題も課題。手話も、ノートテイクも、専門知識がないと的確な伝え方ができない。通学課程とはキャンパスが離れていて、通学課程の学生ノートテイカーも期待できない。研究室の卒業生から何人か候補者を挙げてもらって対応することを検討中。
- ▶ 以前は市のボランティア団体に手話通訳を依頼していたが、スタッフの入れ替え等により質の保証ができなくなったと辞退された。学内に学生のクラブがあり、パソコンテイクを依頼している。スクーリングの場合、事前学習という形でメディア授業があるため、学生アルバイトを使って、文字起こしをしている。また、自宅のパソコンで見られるオンデマンド学習が今回から始まり、こちらの文字起こしも必要で、非常に負担になっている。

予算、費用負担

受講する限りは学校負担で支援するというスタンスの大学がある一方で、多くの大学で、ノートテイカーやヘルパーは本人が手配し本人が費用を負担するとしている。これまでは、学生が自治体の福祉サービスやボランティア団体を利用していたが、障害者差別解消法施行後は、自治体や障害者協会から抗議を受けたと報告する大学も複数あった。

主な話題

- 全盲の学生から、メディア授業を受けたいと申請があった。パワーポイント資料の動画は点訳し、 費用は大学が負担した。今後そういうケースが増えてきた場合、費用負担をどうするかが課題。
- 夏のスクーリングでは、派遣してもらうのではなく、直接雇用する形で、他大学の学生ノートテイカーもアルバイト雇用している。
- ▶ 費用負担の上限は設けていないので、受講する限りは支援している。どうしても手配できないときは、本人と相談し、自治体に依頼して対応してもらった。また、拡大スクーリングとして、学部生の一部の科目を学外者に開放していて、そこでの手話通訳、ノートテイクを手配する体制や経費がないことを自治体に相談したところ、支援してもらえることになった。
- ▶ 聾の学生が、夏のスクーリングを複数申し込んだところ、ノートテイカーの手配が、自分が出してもらえるお金の限度を超えてしまったので何とかならないかという申し出があった。そういう場合どうするか全く取り決めがなく、超えた金額が数万円だったこともあり、取りあえずやってみようということで、足りない分だけ支援した。

紛争の防止、解決等

対人トラブルを起こした、あるいは起こす可能性のある学生への対応に苦慮していることが報告された。

主な話題

- - ◆ 一つの大学で抱え込むには、大き過ぎる課題かと思う。大変、困難な事例で、簡単な解決策がないと思うが、今は、建設的対話をしながら、本人が修学できる環境を整えることが大前提になっているので、今後、どこの大学でも起こりうるケース。話し合いは、第三者を含めた場で行ない、話し合いの記録も残しておくといい。
 - ◆ 多くの大学等では、助言のできる専門家が常駐しているわけではないので、精神科医等に逐次その学生の行動等を報告してコンサルテーションを受けながらやっていくことが重要。
 - ◆ 本学は保健管理センターに精神科医がいるので、事例を溜めておいて、週1回、アドバイスを受けている。診断書を出してもらいたい場合に出せと言えるのかという初歩的なことでも、申告された障害と症状が違うので確認のために出してもらってもいい等のアドバイスをもらえ、相談することによって気づきも多く得られるので、こういう関係は今後も続けていきたい。

▶ 非常に攻撃性が高く、他機関で職員を泣かせてしまったこともあると聞いていた年配の男性が、今年、本学に入学した。入学手続き前に、学内の弁護士に相談したが、法律的な問題があって難しいから入学はさせなさいということだった。受験申し込みのときは紳士的な男性という印象で、過激な発言も攻撃的な発言もなかったが、本日の話題の中で、エネルギーが高まっているときとそうではないときで言動が違うということを聞いたので心配になっている。

平成30年度障害学生修学支援実態調査・分析合同ヒアリング 第1回「医学分野における支援について」事前質問票

1.	学校名	
2.	参加者情報 (参加者は1名)	のみ、実習指導教員または支援担当者が対象です)
	所属(部署名)	
	肩書(役職等)	
	 氏名	(7リガナ)
	連絡先電話番号	
_	E-Mail	
3.	お話いただける支援内容に	ついて 害種に○をつけ、簡単な支援内容についてご記入ください。
	視覚障害	当住に○でフが、同手な文J及と3台にフいてこむ人へたとい。
	聴覚·言語障害	
	肢体不自由	
	病弱•虚弱	
	重複	
	発達障害	
	精神障害	
	その他の障害	
		- 核当する障害種に○をつけ、簡単な支援内容についてご記入ください。
	視覚障害	
	聴覚・言語障害	
	肢体不自由	
	病弱•虚弱	
	重複	
	発達障害	
	精神障害	
	その他の障害	
4.	取り上げてほしい話題があり	ましたら、ご記入ください。

平成30年度障害学生修学支援実態調査・分析合同ヒアリング 第2回「大学院における支援について」事前質問票

. 学校名	
2. 参加者情報(参加者は1名の	ー のみ、指導教員または支援担当者が対象です)
所属(部署名)	
肩書(役職等)	
氏名	(フリカ゛ナ)
1,4	
連絡先電話番号	
E-Mail	
3. お話いただける支援内容に	
・	售種に○をつけ、簡単な支援内容についてご記入ください。
 	
□□□□ 聴覚·言語障害	
肢体不自由	
病弱·虚弱	
重複	
発達障害	
精神障害	
その他の障害	
②博士課程 該当する障害	
視覚障害	
聴覚・言語障害	
肢体不自由	
病弱•虚弱	
重複	
発達障害	
精神障害	
その他の障害	
 ↓. 取り上げてほしい話題があり	

平成30年度障害学生修学支援実態調査・分析合同ヒアリング 第3回「コメディカル分野における支援について」事前質問票

1.	学校名	
2.	参加者情報 (参加者は1名	ーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーー
	所属(部署名)	
	肩書(役職等)	
	氏名	(לי"לער)
	L\1	
	連絡先電話番号	
	E-Mail	
3.	お話いただける支援内容に	
	①臨床美智 該当する障害 視覚障害	害種に○をつけ、簡単な支援内容についてご記入ください。 ┃
	H	
	聴覚・言語障害	
	肢体不自由	
	病弱•虚弱	
	重複	
	発達障害	
	精神障害	
	その他の障害	
	②実技·実習·演習等 討	・ 亥当する障害種に○をつけ、簡単な支援内容についてご記入ください。
	視覚障害	
	聴覚・言語障害	
	肢体不自由	
	病弱·虚弱	
	重複	
	発達障害	
	精神障害	
	その他の障害	
4.	取り上げてほしい話題があり	ましたら、ご記入ください。

平成30年度障害学生修学支援実態調査・分析合同ヒアリング 第4回「教育学部における支援について」事前質問票

) //V	名	
参加	者情報(参加者は1名	のみ、実習指導教員または支援担当者が対象です)
所属	属(部署名)	
肩書	書(役職等)	
 氏名		(///// (//////////////////////////////
市が	女化商红菜中	
E-M	8先電話番号 	
	iaii いただける支援内容に	<u> </u> ついて
		害種に○をつけ、簡単な支援内容についてご記入ください。
	視覚障害	
	聴覚・言語障害	
	肢体不自由	
	病弱•虚弱	
	重複	
	発達障害	
	精神障害	
	その他の障害	
②ᢖ	- €技•実習•演習等	・ 亥当する障害種に○をつけ、簡単な支援内容についてご記入ください。
	視覚障害	
	聴覚・言語障害	
	肢体不自由	
	- 病弱∙虚弱	
	_ 重複 	
	- 発達障害	
	- │精神障害	
	_ その他の障害	
	_	L

平成30年度障害学生修学支援実態調査・分析合同ヒアリング 第5回「通信教育課程における支援について」事前質問票

. 学校名	
. 参加者情報(参加者は1名の	ー のみ、指導教員または支援担当者が対象です)
所属(部署名)	
肩書(役職等)	
	(フリガナ)
連絡先電話番号	
E-Mail	
). お話いただける支援内容に ().7.7.11.7.5 該当まる時	ついて 害種に○をつけ、簡単な支援内容についてご記入ください。
視覚障害	合性に○でJが、簡単な文抜的台にJがして記入いたでい。
聴覚・言語障害	
肢体不自由	
病弱•虚弱	
重複	
発達障害	
精神障害	
その他の障害	
②学外実習 該当する障害	- 售種に○をつけ、簡単な支援内容についてご記入ください。
視覚障害	
聴覚・言語障害	
肢体不自由	
病弱·虚弱	
重複	
発達障害	
精神障害	
その他の障害	
・. 取り上げてほしい話題があり	ましたら、ご記入ください。

平成30年度障害学生修学支援実態調査・分析合同ヒアリング 第6回「社会福祉分野における支援について」事前質問票

1.	学校名	
2.	参加者情報 (参加者は1名	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	所属(部署名)	
	肩書(役職等)	
	氏名	(לי"לער)
	L\1	
	連絡先電話番号	
	E-Mail	
3.	お話いただける支援内容に	
		る障害種に○をつけ、簡単な支援内容についてご記入ください。
	視覚障害	
	聴覚・言語障害	
	肢体不自由	
	病弱•虚弱	
	重複	
	 発達障害	
	精神障害	
	その他の障害	
		┗━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━
	視覚障害	
	聴覚・言語障害	
	肢体不自由	
	病弱•虚弱	
	重複	
	発達障害	
	精神障害	
	その他の障害	
4.	取り上げてほしい話題があり)ましたら、ご記入ください。

平成 30 年度

障害学生修学支援実態調査・分析協力者会議合同ヒアリング報告

令和2年3月

独立行政法人日本学生支援機構学生生活部障害学生支援課 〒135-8630 東京都江東区青海 2-2-1 TEL 03-5520-6176 FAX 03-5520-6051 E-Mail tokubetsushien@jasso.go.jp